

## マイナンバー通知カードの氏名欄の字体

安岡孝一\*

研究論叢 89号掲載の朱一星『「絶対漢字」と漢字の「字体」—デジタルファースト時代の漢字コード問題』に、私の名が出てくると聞き及んだので、とりあえず読んでみました。読んでみたのですが、いきなり最初の段落から、マイナンバー制度に対する誤謬が書かれており、その結果、全体としての論旨が崩壊しています。

2016年1月より、日本で個人番号(マイナンバー)制度の本格的な実施と共に、各自治体では人名漢字登録に関してある措置が行われた。それは、住民基本台帳ネットシステム統一漢字と戸籍統一漢字など約6万字ある文字情報基盤の漢字を過去の関連告示等をもとに整理し、最終的には約1万字のJIS X 0213 (JIS 第1水準~第4水準)文字表への「縮退」である。

私自身もマイナンバー制度の設計に多少かかわっているのですが、そのような「措置」は行われていません。一例を挙げるなら、2015年10月以降に配布されているマイナンバー通知カードの氏名欄は、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字(および住基残存外字)を、そのまま使用しています。「高井」さんも「高井」さんも、「浜田」さんも「濱田」さんも「濱田」さんも「滂田」さんも、「鄧」さんも「邓」さんも、「劉」さんも「刘」さんも、JIS X 0213への「縮退」などせず、基本的に住民票記載のとおり印字しています。それが、日本の住民基本台帳システムにおける国際化というものであり、ひいては文字コードにおける国際化につながるからです。ただ、住基残存外字ドットフォントの中には、印字に耐えないほど低品質のものがあり、適宜アウトライン化してデザイン変更をおこないました。その過程において、たとえば通用規範漢字の「刘」を、日本風の「刘」に変更せざるを得なかったのは、私個人としては悔いの残るところです。

ちなみに、研究論叢 76号掲載の朱一星『漢字の国際コード規格をどう考えるべきか—漢字コード規格の根拠となる「国際漢字単位」の提言』に対しても、誤謬を指摘した覚えがあります。通用規範漢字の「勅」や「頰」に関する事実誤認が指摘の中心だったと記憶するのですが、その後に訂正報が掲載された形跡もありません。まあ、この点については、私の方で『日本・中国・台湾・香港・韓国の常用漢字と漢字コード』を出版しておいたので、現時点で騙されている人は皆無だろうとは思いますが、文字コード研究者の私としては、朱一星が6年前に誤謬をちゃんと訂正できなかったことが、今回、形を変えて、ふたたび現れているようにも見えなくはありません。こういう、誤謬に立脚した漢字コード研究というものに、私個人は全く価値を見いだせないのですが、それについては、また別のところで議論することにいたしましょう。

\*京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター  
yasuoka@kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp